

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
総務部 庁舎室 庁舎管理課	<p>平成28年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い同年7月1日から同月31日まで通勤しなかったため、同年7月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 548 1617 688"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月から同年9月まで</td> <td>45,378円</td> <td>37,815円</td> <td>7,563円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成28年4月から同年9月まで	45,378円	37,815円	7,563円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>平成29年7月19日に、通勤手当の過払い分の戻入措置を行った。</p> <p>また、監査の指摘事項の内容を所属内で周知するとともに、担当グループにおいて通勤手当の支給及び戻入手続の再確認を行った。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額								
平成28年4月から同年9月まで	45,378円	37,815円	7,563円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月13日から同年7月12日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
青少年・地域安全室 青少年課	特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあつた。 <table border="1" data-bbox="537 527 1448 669"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者のおば（服喪休暇対象外）</td> <td>平成28年9月1日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	平成28年9月1日	検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1561 1226 2199 1570"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	是正を求められた特別休暇（服喪休暇）については、速やかに修正処理を行った。 また、本件監査結果を室内会議において共有し、適切なサービス管理について注意喚起を行った。 今後は、特別休暇の承認事務を行う際は、法令に基づき適正な事務処理に努める。
続柄	休暇承認日														
配偶者のおば（服喪休暇対象外）	平成28年9月1日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
総務部 庁舎室 庁舎管理課	<p>1 過年度に撤去した下記の公有財産（建物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 541 1519 848"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小屋・畜舎</td> <td>1棟</td> <td>1,480,000円</td> </tr> <tr> <td>物置</td> <td>1棟</td> <td>155,000円</td> </tr> <tr> <td>詰所1</td> <td>1棟</td> <td>565,000円</td> </tr> <tr> <td>詰所2</td> <td>1棟</td> <td>565,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 961 1519 1150"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内板</td> <td>2本</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1本</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	小屋・畜舎	1棟	1,480,000円	物置	1棟	155,000円	詰所1	1棟	565,000円	詰所2	1棟	565,000円	種目名称	数量	取得金額	案内板	2本	不明	電柱	1本	不明	<p>1 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われない。</p> <p>2 速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略) (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>過年度に撤去した公有財産について公有財産台帳から除却処理を行うとともに、登録されていなかった公有財産について、同台帳への登録を行った。 今後は、工事担当グループと連絡を密にし、撤去・新設等の登録漏れがないようにする。</p>
種目名称	数量	取得金額																									
小屋・畜舎	1棟	1,480,000円																									
物置	1棟	155,000円																									
詰所1	1棟	565,000円																									
詰所2	1棟	565,000円																									
種目名称	数量	取得金額																									
案内板	2本	不明																									
電柱	1本	不明																									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月13日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
都市整備部 港湾局	<p>1 下記について、公有財産台帳の登録内容が誤っていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 480 1038 724"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>オイルフェンス庫</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の行政財産使用許可について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="460 875 1237 1220"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産・工作物</td> <td>882.5㎡</td> <td>監視取締艇の一時係留場所のため</td> <td>免除</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>477.37㎡</td> <td>公共下水道の敷設</td> <td>免除</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種別		財産名称	正	誤	工作物	建物	オイルフェンス庫	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	動産・工作物	882.5㎡	監視取締艇の一時係留場所のため	免除	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	土地	477.37㎡	公共下水道の敷設	免除	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	<p>速やかに公有財産台帳を修正及び登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>1 オイルフェンス庫において財産種別が誤って建物として登録されていた事務処理について、速やかに是正を行った。 また、同種の倉庫について登録状況を確認したところ、同様に誤った財産種別で登録されているものが判明したため、併せて是正を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正に事務処理が行えるように所属内職員への周知を図った。</p> <p>2 公有財産台帳の更新登録が行われていなかった行政財産使用許可について、速やかに更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正に事務処理が行えるように所属内職員への周知を図った。</p>
種別		財産名称																								
正	誤																									
工作物	建物	オイルフェンス庫																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																						
動産・工作物	882.5㎡	監視取締艇の一時係留場所のため	免除	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31																						
土地	477.37㎡	公共下水道の敷設	免除	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年7月10日）